

高齢者の生活を支える公的年金



9月20日の敬老の日は、多
にわたり社会に尽くしてきた高
齢者の方々に敬愛し長寿を祝う
日です。

その高齢者の生活を支えてい
るのが公的年金です。

今のあなたの保険料納付が現
在の高齢者、そして将来のあな
た自身の年金を支えています。

日本人の平均寿命は男性が79・59歳、
女性が86・44歳（平成21年厚生労働省
簡易生命表より）で過去最高となつて
います。公的年金は高齢者世帯の生活
を支える大切なものとなっています。

基礎年金には国庫負担 (国の税金)が含まれています

国民年金からは、老齢基礎年金のほ
か、障害基礎年金、遺族基礎年金が支
給されますが、これらの基礎年金には
国庫負担（税金）が含まれています。

この国庫負担の割合が、法律改正に
より、平成21年4月以後の加入期間に
ついて、これまでの3分の1から2分
の1に引き上げられました。これによ
り国民年金が安定的に運営されること
になりました。

老齢基礎年金は25年の資格期間を満
たしていない方には支給されません（平
成22年9月現在）。未納期間が多いと受
給資格がなくなつて、老齢基礎年金に
含まれる国庫負担を受ける大切な権利
を失うことにつながります。くれぐれ
もご注意ください。

お支払いが困難な場合は免除制度が
利用できるかどうかについて市役所年
金係へご相談ください。

年金の裁定請求について

年金を受け取る権利が発生する次の
方には「年金請求書」が、日本年金機
構から送付されます。

① 60歳に特別支給の老齢厚生年金の
受給権（年金を受け取る権利）が
発生する方に対し、60歳に到達す
る3か月前に本人あてに送付され
ます。

② 65歳に老齢基礎年金、老齢厚生年
金（厚生年金保険・船員保険の加
入期間がある方）の受給権が発生
する方に対し、65歳に到達する3
か月前に本人あてに送付されます。

③ 特別支給の老齢厚生年金の受給権
があるにもかかわらず、未だ年金
の決定がされていない方に対し、
65歳に到達する3か月前に本人あ
てに送付されます。

Q、なぜ年金支給年齢の3か月前に
「年金請求書」が送られるのですか？

A、「年金請求書」を年金支給年齢の3
か月前に送付することになっているのは、
年金の手続きを行う方の中には、あら
かじめ記録の確認が必要な方や整備が

されていない方がいることから、これ
らの方について記録確認・整備に要す
る期間として、3か月前必要と考えら
れているからです。

(注) 年金請求書が届いても、手続きが
できるのは、お誕生日の1日前からで
す！ それより前にとられた戸籍等は
無効になりますので、ご注意ください。

Q、年齢に達しているのに「年金請求書」
が送られてこない場合はどうしたらう
いいますか？

A、住所変更等により届かない場合は
別様式の「年金請求書」で請求が可能
です。又、受給資格がないか、確認で
きない場合も送付されません。代わり
に「年金に関するお知らせ」のながき
が届きますので、受給資格についてコ
レな年金事務所または市役所年金係へご
相談ください。

Q、手続きはどのように行いますか？

A、1号期間のみの方（自営業者等）
の受付は、市役所年金係で行います。
2号期間（会社員、公務員等）のある
方及び3号期間（2号被保険者に扶養
されている配偶者）のある方の請求先
はコザ年金事務所です。※公務員期間
のみの方の請求先は各共済組合です。